

## 役員等の報酬及び費用弁償規程

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人大館圏域ふくし会（以下「ふくし会」という。）定款第 9 条及び第 24 条に基づき、評議員及び役員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償について定めるものとする。

### (報酬等)

第 2 条 役員等には、報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）を支給することができる。

2 前項における報酬等の額は、予算の範囲以内を旨とし勤務実態に則して別表－役員報酬 1 のとおりとする。

3 ふくし会の職員が役員を兼ねているときは、その者には役員としての報酬等は支給しない。

### (報酬等の支給日)

第 3 条 前条に規定する理事長の報酬等の支給日は、職員の例による。

2 前条に規定する理事長を除く役員等の報酬等の支給は、原則として勤務日に現金支給する。

### (旅費)

第 4 条 役員等が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 役員等の旅費の種類、支給方法及びその額はふくし会旅費規程第 18 条に基づき支給する。

### (補則)

第 5 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

2 この規程適用の際、現に施行されているそれぞれの事項については、この規程に基づいてなされたものとみなす。

## 附 則

### (施行期日)

1 この改正規程は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正規程は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正規程は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正規程は、平成29年6月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表－役員報酬1

報 酬 等 支 給 額

役員等	報 酬 等				
	評議員会	理事会	監事会	日常業務	入札立会
評 議 員	10,000円				5,000円
理 事 長	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	
業務執行理事					
理 事	10,000円	10,000円	10,000円	5,000円	5,000円
監 事	10,000円	10,000円	15,000円	5,000円	5,000円

※ ただし、理事及び監事が、同日開催の評議員会及び理事会に出席する場合は、10,000円とする。

なお、この表によりがたい場合には、理事長がこれを定める。